

## 西村あさひ法律事務所

ビジネスと人権のフロントライン：  
いわゆる「下流」の人権デュー・ディリジェンスに関する一考察

企業法務ニューズレター

2022年9月9日号

執筆者：

E-mail✉ [湯川 雄介](mailto:yu_gai@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [伴 真範](mailto:mao@nishimura-asahi.com)

## I はじめに

経済産業省が2022年8月8日より「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)」「(ガイドライン案)」に関するパブリックコメントを募集するなど(既に意見募集は終了)<sup>1</sup>、企業にとっては自社のみならず取引先も含む人権尊重への取り組みがより求められる環境となりつつあります。

一般に「ビジネスと人権」の文脈におけるサプライチェーンマネジメントでは、サプライヤー、すなわち自社の製品・サービスに係る原材料の提供者等、いわゆるサプライチェーンの「上流」がその取り扱いの中心とされており、調達場面における自社の人権方針の周知に始まり、取引前の監査、サプライヤー調達規範・CSR規範の遵守要求や契約上の対応等が製造業、流通業を中心に取られてきていると思われま

す。他方、企業にとって人権尊重への取り組みが求められる取引先は、このような「上流」に限られず、いわゆる「下流」、すなわち自社の製品・サービスの販売・消費に関係する先も含まれるというのが国連のビジネスと人権に関する指導原則(「国連指導原則」)等の求めるところであり、ガイドライン案においても「サプライチェーン」には「下流」も含むものとされています。もともと、「下流」の関係先は多くの場合が企業にとって顧客的な立場であることもあり、サプライヤーに対する人権デュー・ディリジェンスと比してその実施のハードルが高いことが多く、人権デュー・ディリジェンス等の対応をどのように行うかについては未だ議論が発展の途にあるように見受けられます。

そのような中、近時、その取り組みに示唆を与える防衛・軍需産業に関する資料が公表されましたので、それらを紹介するとともに、それらを素材として「下流」の人権デュー・ディリジェンスに関して考察を試みます<sup>2</sup>。

### 1. 「下流」の人権デュー・ディリジェンスとは

「下流」について人権デュー・ディリジェンスが議論をされる場としては、企業の製品・サービスが、その購入者・利用者によって人権への負の影響を与えるおそれがある場合です。過去には、医療器具による胎児の性別選好が問題とされたケースがあり<sup>3</sup>、近時は、AI・顔認証技術等のテクノロジーの利用とプライバシー・差別等との課題<sup>4</sup>、医薬品の不適切な処分<sup>5</sup>等が議論の対象と

<sup>1</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222054&Mode=0>

<sup>2</sup> 防衛・軍需産業については、本稿の視点のほか、輸出規制をはじめとする各種の法的な規制が多岐にわたり存在しますが、本稿はそれらを含め、法的な事項を検討対象とするものではなく、専ら「ビジネスと人権」の切り口から一般的な考察を試みるものです。

<sup>3</sup> <https://www.afpbb.com/articles/-/2290802>

<sup>4</sup> <https://www.bsr.org/jp/our-insights/blog-view/artificial-intelligence-and-human-rights-use-phase>

<sup>5</sup> <https://www.bsr.org/en/our-insights/report-view/human-rights-due-diligence-of-products-and-services>

なっています<sup>6</sup>が、概念的にはこれらの製品・サービスに限られるものではないと思われます<sup>7</sup>。

## 2. 国連指導原則等における位置づけ

国連指導原則が対象としている「人権リスク」は、自社の従業員のみならず、「バリューチェーン」上の他の企業の労働者や、その製品・サービスの利用者、製品開発に関わる人々等の人権への負の影響を広く捉えています<sup>8</sup>。また、OECD の「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンスガイダンス」(「OECD ガイダンス」)においては、ステークホルダーを、「企業の活動から影響を受ける可能性のある利害を有する個人又は集団である。」とした上で、その例として「製品の消費者又はエンドユーザー」を例として挙げています。

これらに加え、2021年6月に成立したドイツの「サプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンス義務に関する法律」<sup>9</sup>においては企業のデュー・ディリジェンス義務の対象となる「サプライチェーン」とは、「企業のすべての製品及びサービス」に関するものであり、「原材料の採掘から最終顧客への配送まで、製品の生産やサービスの提供に必要なドイツ国内外のすべての過程が含まれる」となっています。また、2022年2月23日に欧州委員会より公表された企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案<sup>10</sup>におけるデュー・ディリジェンスの対象には、「バリューチェーン」も含まれることとされ、「バリューチェーン」とは、企業による製品の製造又はサービスの提供に関連する活動(製品又はサービスの開発及び製品の利用及び処分を含む)並びに上流及び下流の当該企業の確立された(established)ビジネス上の関係先による関連する活動を意味するとされています。

このように、近時成立・公表されている「ビジネスと人権」に関するハードロー(案)を含む国際的な諸規範においても、サプライヤー等の上流のみならず、消費者、エンドユーザー等を含む「下流」についても人権尊重責任、人権デュー・ディリジェンスの対象となることが想定されています。

## II 素材としての防衛・軍需産業に関する近時のペーパー

「下流」の人権デュー・ディリジェンスを検討する素材として、2022年8月30日付で公表された国連「ビジネスと人権」ワーキンググループが作成した軍需産業における責任ある事業行動に関する情報ノート(「本ノート」)<sup>11</sup>及び同月17日付で公表されたアメリカ法曹協会人権センターが作成した防衛産業人権デュー・ディリジェンスガイダンス(「本ガイダンス」)<sup>12</sup><sup>13</sup>の概要を以下のとおり紹介いたします。

<sup>6</sup> 日本経済新聞(電子版)「国連人権トップ、AI技術の使用一時停止を 顔認証など懸念」  
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR17EQP0X10C21A9000000/>)

<sup>7</sup> なお、本稿では対象としませんが、より広い意味での下流の人権デュー・ディリジェンスにおいては、設計・開発段階、販売・販促活動とも考慮の対象に含むべきとする考え方もあります(脚注5の記事参照)。

<sup>8</sup> 公益財団法人国際民商事法センターによる「人権尊重についての企業の責任—解釈の手引き—」和訳版 35 参照  
([https://www.icclc.or.jp/human\\_rights/](https://www.icclc.or.jp/human_rights/))

<sup>9</sup> 同法の和訳については、日本貿易振興機構(ジェトロ)の委託を受け当事務所ドイツ事務所が作成しています  
([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf))。

<sup>10</sup> [https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1\\_1\\_183885\\_prop\\_dir\\_susta\\_en.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_1_183885_prop_dir_susta_en.pdf)

<sup>11</sup> “Responsible business conduct in the arms sector: Ensuring business practice in line with the UN Guiding Principles on Business and Human Rights - Information Note by the UN Working Group on Business and Human Rights”  
(<https://www.ohchr.org/sites/default/files/2022-08/BHR-Arms-sector-info-note.pdf>)

<sup>12</sup> American Bar Association “Defense Industry Human Rights Due Diligence Guidance”  
([https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/human\\_rights/justice-defenders/chr-due-diligence-guidance-2022.pdf](https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/human_rights/justice-defenders/chr-due-diligence-guidance-2022.pdf))

<sup>13</sup> 但し、本ガイダンスは全体としてアメリカ法曹協会のポリシーを表明するものではないとされています。

## 1. 本ノート

本ノートにおいては、軍需産業における既存の人権保護の枠組み(多国間の条約・協定、輸出管理に係る国内法等)及びそれぞれの課題を紹介した上で、それらの課題に対応するものとして、それらの遵守及び企業による人権デュー・ディリジェンスの実施を勧告しています。なお、人権デュー・ディリジェンスの実施のポイントについて、本ノート自体では必ずしも具体的には明確化してはいないものの、防衛関連企業における人権デュー・ディリジェンスに関して、カナダの国営企業であるカナダ商業公社(Canadian Commercial Corporation)が取引先に記入を求めるチェックリスト<sup>14</sup>を参考資料として紹介しています。同チェックリストでは、製品自体のリスク、買主・エンドユーザーの属性、仕向地、リスク緩和策等に関する 20 を超える質問に対して回答することが求められています<sup>15</sup>。

## 2. 本ガイダンス

本ガイダンスは、防衛関連の輸出企業を対象としており、それらは人権への影響次第で、メディア報道や市民行動によるレピュテーションリスク、投資家との関係における財務・ガバナンスリスク、輸出規制を中心とする規制・政策リスク、その他法的リスクに晒されていることを指摘し、人権デュー・ディリジェンスが必要としています。

その上で、国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針、OECD ガイダンス等に基づくフレームワークを活用しつつ、リスクアセスメント、予防・緩和策、エンドユーズモニタリング、調査・是正のステップによる人権デュー・ディリジェンスのガイダンスを提供しています。

### (1) リスクアセスメント

リスクアセスメントは人権デュー・ディリジェンスの最初のステップとされ、当該事業に関わる、コンテクスチャルリスク、取引先リスク、及び規制当局の信頼度のアセスメントを実施することとされています。

#### (a) コンテクスチャルリスクアセスメント

コンテクスチャルリスクアセスメント(又はスコーピング)は、リスクを考慮した(事業上の)方針策定及び判断をするために、事業活動や関係先全体における人権への影響を広く把握する作業とされます。この作業では、セクターリスク(当該産業分野固有のリスク)<sup>16</sup>、地理的リスク(国や地域によって変動するリスク)<sup>17</sup>、製品リスク(製品自体に内在するリスク)<sup>18</sup>を評価することとされています。

#### (b) 取引先リスクアセスメント

取引先リスクアセスメントは、各取引機会に固有のリスクを特定するために、潜在的な取引先が、自己に適用される法令やルールを遵守して、製品やサービスを利用する能力と意図があるのか等について確認する作業であり、当該取引先と取引関係を開始する前に実施されるべきものとされます。具体的な作業としては、潜在的な取引先の所在国における関連する法令、取引先による顧客の取り扱い方針やそれに対するトレーニングの実施、当該製品・サービスを利用する意図と目的・実際の利用方法、犯罪組織との関連の有無、モニタリングへの協力姿勢等を精査することがえられるとされています。また、当該精査を行うための具体的な手法の例も示されています。

#### (c) 規制当局信頼度アセスメント

規制当局信頼度アセスメントは、輸出企業を所轄する規制当局の信頼性に関する調査です。この作業では、輸出企業の所轄当局が属する国や地域が関連する国際条約に批准していない場合、国際人権・人道法を遵守していない場

<sup>14</sup> <https://www.ccc.ca/wp-content/uploads/2019/12/9.-CCC-Human-Rights-Due-Diligence-Guidelines-Defence-Security.pdf>

<sup>15</sup> なお、同チェックリストは、通常の人権デュー・ディリジェンスは別途実施することが想定されており、当該人権デュー・ディリジェンスに加えて、チェックリストに基づく質問への回答が求められています。

<sup>16</sup> 3 大リスクとして、汚職、転用(兵器が意図しない使用者に渡ること)、及び誤用(人権を侵害し若しくは国際人権・人道法に違反し、又はそれらを促進する態様にて使用すること)が挙げられています。

<sup>17</sup> 武力紛争、汚職、国家の脆弱性、武装集団等が存在する地域では、武器の転用や誤用に係るリスクが高いとされています。

<sup>18</sup> 製品自体が国際条約で禁止されるものか、利用方法次第でリスクが高まるものか等、製品に応じたリスクが示されています。

合、当該輸出企業が国有企業に該当する場合等の事情が認められ、規制当局の信頼度に疑義がある場合には、当該輸出企業については、関連する輸出ライセンスの保有状況の確認のみならず、独自の人権デュー・ディリジェンスが実施されるべきとされています。

(2) 予防・緩和策等

上記リスクアセスメントに加え、輸出企業は常識的な予防・緩和策を実施することにより、責任あるエンドユーズを促進することができ、予防・緩和策には、次の事項及び業界レベルの協働を含むとされます。

(a) 取引契約への予防・緩和策の組み込み

取引先との契約において、適用法令に加え国際人権・人道法の遵守、人権デュー・ディリジェンスへの協力や研修への参加、適切なインセンティブメカニズムや、取引の終了・停止条件の設定等。

(b) 研修

リスクの程度に応じて、取引先、国際人権・人道法への理解の促進、製品の適切な取り扱い、防衛製品等に係る規制枠組みに関する研修に参加させること等。

(c) レッドフラッグ制度

重大な人権問題が懸念される事象(例えば、取引先において、防衛製品等の不正利用又はその懸念、武装勢力・武力紛争等との関与、各種制裁の対象化、国際人権・人道法の違反又はその懸念等)が生じた場合に、適切に認識し、対処できるシステムを確立すること等。

(3) エンドユーズモニタリング

製品又はサービスが取引先に渡った後は、人権デュー・ディリジェンスは、当該取引先が国際人権・人道法の深刻な違反に関与していないことを確保するためのモニタリングにフェーズが移るとされ、その具体的な方法としては上記のレッドフラッグ制度に加え、取引先による報告義務の履行や、定期的な監査、現場調査、公開情報の収集による輸出先の状況の把握、ステークホルダーエンゲージメント等が挙げられています。

(4) 調査及び是正措置等

最終段階として、潜在的な誤用の通知、発見又は合理的な疑いがある場合には、輸出企業は直ちに状況を調査し、悪影響を是正すべきとされます。是正措置としては契約上のペナルティに加え、取引の見直しや、悪影響の性質や程度に応じた被害者に対する救済措置、規制当局への調査の協力及び取引先への協力要求等が含まれるとされます。

### III 上記資料の考察

上記各資料においては、防衛・軍需産業分野における人権デュー・ディリジェンスの必要性を指摘した上で、その実施にあたり確認・検討すべき事項・要素、参照すべき指標等を挙げています。それらは、その重点の置き方に一定の特徴はあるものの、国



連指導原則<sup>19</sup>や OECD ガイダンス<sup>20</sup>等に沿った人権デュー・ディリジェンスの適用例を示したものと見え、その内容の具体性ゆえ、他の産業分野への適用の際にも参考になると考えられます。例えば、本ガイダンス等で示されているリスクアセスメントフェーズにおけるチェック項目や、契約条項において含むべき事項、レッドフラッグの対象事項や、報告内容等は他分野においても応用が可能なものが少なからずあるように見受けられます。

但し、他の産業分野との関係で活用する場合には、当該製品・サービスがその使用によりどのような人権課題を生ぜしめるか等により、個別の検討が必要になる点には留意が必要です。例えば、リスクアセスメントフェーズにおいて参照する取引先リスクの着目ポイントや、研修を実施する際の内容等は人権課題に応じて異なり得ますので、チェックリストの単なる転用等にならないよう、意識して用いる必要があるでしょう。

## IV 最後に

本稿で参照している諸資料が表しているように<sup>21</sup>、今後は、様々な産業分野において「下流」の人権デュー・ディリジェンスがより求められ、その相手先が顧客であることのみをもって人権デュー・ディリジェンスを行わないことは正当化されにくくなることが想定され、具体的には以下のような対応がより求められることとなると思われます。

- ① 人権デュー・ディリジェンスのプランニング・スコーピング段階においては、サプライチェーンの「上流」のみならず、「下流」も視野に入れた上で、適切な優先順位付けが行われること(例えば、製品・サービスによっては、「上流」における人権リスクよりも「下流」における人権リスクが高い場合が有り得、その場合には、「下流」から優先的に取り組む必要が生じます。)
- ② 取引先について、その取引先を取り巻く環境(コンテキスト)及び当該取引先のより広汎な調査(より広い Know Your Customer(KYC)等の要求)。
- ③ 当該製品・サービスによる具体的な人権侵害リスクのさらなる検証<sup>22</sup>。例えば、(i)それ自体が直接人権リスクを生じさせない場合でも、当該製品・サービスが他の製品・サービスの一部となり、人権リスクを生じさせないか、(ii)目的外利用(転用)の可能性、(iii)意図せざる誤用の可能性等、並びに、これらへの自社の結びつき(助長・直接関連等)の態様。
- ④ 上記を踏まえた取引先への影響力の行使及びそれを可能せしめる仕組(例:各種方針の策定・周知、契約上のアレンジメント、苦情処理メカニズム等)の構築及び運用。

これらの対応については、すべてを一度に行うことが求められているものではありませんが、より要求水準の高度化が予想される中、自社の製品・サービスについて下流における人権リスクがある場合には、取り組むことが可能な領域から段階的にでも取り組むことが望ましいものと思われます。

<sup>19</sup> 国連指導原則において、企業はその人権尊重責任として、企業活動による人権への負の影響の惹起又はその助長を回避し、惹起した際には対処することのほか、企業活動と直接関連する又は取引関係による製品若しくはサービスに直接関連する人権への悪影響については、企業がその惹起に関与していなくても、回避又は軽減に努めることとされています(国連指導原則 13)。また、かかる責任を果たすため、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明するための人権デュー・ディリジェンス手続を有すべきとされ(国連指導原則 15(b))、その内容としては、現実及び潜在的な人権への影響の評価、調査結果の統合と対処、対応の追跡調査、対処方法の周知を含むべきであるとされています(国連指導原則 17)。そして、人権への悪影響を予防、軽減するために適切な措置をとるべきとされ、人権への影響評価の結果の経営システムへの組み込みや取引先への影響力の行使が求められており(国連指導原則 19)、人権デュー・ディリジェンスの各プロセスにおいて適切なステークホルダーとのエンゲージメントが求められています(国連指導原則 18、20、31 等)。

<sup>20</sup> 例えば、本ノートで言及しているチェックリスクの確認項目や本ガイダンスでリスクアセスメントの際に検討すべきとされる項目である、セクターリスク、製品リスク、地理的リスク、企業レベルリスクは、OECD ガイダンスでは、スコーピングにおいて考慮することが有益である要素と共通しています(OECD ガイダンス第 II 部 2.1b、付属書 Q20 等)。また、本ガイダンスで予防・緩和策として挙げられている事項(契約条項、研修、レッドフラッグ制度(早期警報システム)、ステークホルダーエンゲージメント等)についても、OECD ガイダンスにて既に触れられている事項です(OECD ガイダンス第 II 部 1.3b.、3.1d、付属書 Q7、Q8、Q25 等)。

<sup>21</sup> ほかに、米務省の「外国政府をエンドユーザーとする監視機能を有する製品又はサービスに係る取引のための国連指導原則の適用に関するガイダンス」(U.S. Department of State Guidance on Implementing the "UN Guiding Principles" for Transactions Linked to Foreign Government End-Users for Products or Services with Surveillance Capabilities <https://www.state.gov/key-topics-bureau-of-democracy-human-rights-and-labor/due-diligence-guidance/>)等。

<sup>22</sup> 前記脚注 5 参照。

## WEB セミナーのご案内

湯川雄介弁護士が、以下セミナーにおいて講演を行います。詳細は[こちら](#)からご確認いただけます。

タイトル **【有料 WEB セミナー】ゼロからの「ビジネスと人権」の実務 ～なぜ？どこから？どこまで？に答える～**  
講師 湯川 雄介  
主催者 株式会社商事法務

視聴可能期間 2022年10月26日(水)10時～2022年12月26日(月)17時  
お申込み期限 2022年12月19日(月)17時まで  
講義時間 約2時間

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 